



土砂災害に備える
対策工事を補助します



あなたの建物は大丈夫？対策工事には
市の補助制度をご活用ください！

がけ崩れや土石流などの土砂災害から市民を守るため、土砂災害特別警戒区域に指定された日以前に建っている建築物の土砂災害対策改修費用の一部を補助します。



●対象となる建築物

次の①・②・③の要件をすべて満たすものが対象となります

- ① 土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)内にあり、区域に指定される前から適法に建てられている建築物
- ② 居室(居住、執務、作業、集会、娯楽などのために継続的に使用する室)を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと
- ③ 土砂災害対策改修工事の結果、土砂災害に対して安全な構造となること
(建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること)



レッドゾーン
はどこで
調べるの？

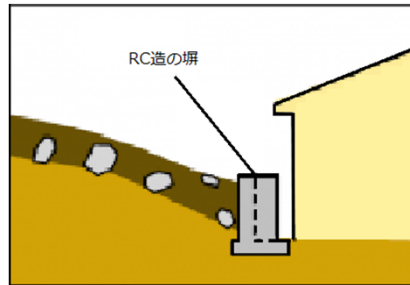
土砂災害特別警戒区域(いわゆるレッドゾーン)については
広島県HP「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

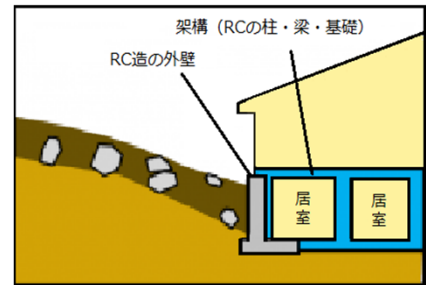
●補助の対象となる土砂災害対策改修工事

対象となる建築物の外壁を建築基準法の規定に適合するよう改修し、または当該基準に適合する土砂を遮る塀等を設置する工事を対象とします。

改修後、土砂災害に対する
構造耐力上の安全性を有し
ているものの例



待ち受け擁壁



外壁改修

●補助率

補助対象工事費の**23%**(上限補助額**75.9万円**)

●申請期間・完了報告期間

申請受付期間 令和8年5月7日～令和8年11月30日

完了報告期間 令和9年3月12日、もしくは工事完了後30日以内のうち早い日

※申し込みが予算に到達した場合は、受付を締め切る場合があります

お問い合わせ先

改修工事の補助について
尾道市 建築課 指導係

☎0848-38-9245

土砂災害特別警戒区域について
尾道市 土木課 事業調整係

☎0848-38-9254

